

富山県警察長寿社会総合対策委員会設置要綱の制定について（例規通達）

最近急速に長寿社会に移行しつつある我国の現状にかんがみ、長寿社会における警察の諸問題について総合的な対策を検討し、その推進を図るため、この度、別添のとおり「富山県警察長寿社会総合対策委員会設置要綱」を定め、長寿社会総合対策委員会を設置することとしたので、業務の推進に遺憾のないようにされたい。

別添

富山県警察長寿社会総合対策委員会設置要綱

第1 設置

富山県警察本部に長寿社会総合対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2 任務

委員会は、長寿社会における警察上の諸問題に対する総合的な対策について検討し、その推進を図ることを任務とする。

第3 構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、警察本部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、警察本部の部長及び警察学校長をもって充てる。
- 4 委員は、警察本部の課長、室長、センター長及び隊長をもって充てる。

第4 会議

- 1 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。
- 3 中部管区警察局富山県情報通信部長は委員会の副委員長として、通信庶務課長は委員会の委員として、委員会の会議に出席することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第5 専門部会

- 1 委員会に、専門的に調査研究を要する事項を審議させるため、別表の「部会名」欄に掲げる専門部会を置くものとする。
- 2 専門部会は、代表幹事、幹事及び部会員をもって構成する。
- 3 前記2の代表幹事、幹事及び部会員は、それぞれ別表の「代表幹事」欄、「幹事」欄及び「部会員」欄に掲げる者をもって充てる。
- 4 代表幹事は、適時審議した状況を委員会へ報告するものとする。
- 5 専門部会の開催その他専門部会の運営に関し必要な事項は、代表幹事が定める。

第6 署委員会

- 1 警察署に、各警察署の名称を冠した警察署長寿社会総合対策委員会(以下「署委員会」という。)を設置する。
- 2 前記第3、1の規定は、署委員会の構成について準用する。

第7 署委員会の任務

署委員会は、委員会が決定した方針及び実施計画に基づき、当該警察署管内における総合的な対策について推進を図るものとする。

第8 庶務

- 1 委員会の庶務は、生活安全部生活安全企画課において処理する。
- 2 専門部会の庶務は、それぞれ別表「庶務」欄に掲げる課において処理する。

※ 別表省略